

証 明 書 (医師記入)

組 園児名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の者は、下記○印の学校伝染病が軽快し、かつ保育園における感染症の登園基準により、伝染病の予防上支障がないと認め、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登園を許可します。

(ただし、以下の基準に達した場合でも、園児の健康状態を総合的に観察し、保育園での集団生活に適応できる状態に回復していない等医師の判断により登園を延期することができる。)

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 病院名： \_\_\_\_\_  
 医師名： \_\_\_\_\_

病 名	登 園 の め や す
麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過してから
風疹 (三日ばしか)	発疹が消失してから
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮 (かさぶた) になってから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が消失するまで
咽頭結膜炎(プール熱)	主な症状が消え、2 日経過してから
流行性角結膜炎 (はやり目)	感染力が非常に強い為、結膜炎の症状が消失してから
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗生物質による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 等)	症状が治まり抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて 2 回の検便で菌陰性が確認される迄

\*インフルエンザは、証明書の提出は必要ありませんが「発症翌日から 5 日間かつ解熱した翌日から 3 日経過してから」を守って登園ください。